

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第181号
事故等種類	漁網損傷
発生日時	平成25年8月28日 17時30分ごろ
発生場所	香川県丸亀市 ^{おて} 小手島北西方沖 丸亀市所在の小手島港4号防波堤灯台から真方位313° 1.9海里付近 (概位 北緯34° 23.9′ 東経133° 37.6′)
事故等調査の経過	平成25年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 くにふじ丸、499トン 137232、内海船舶有限会社 B 漁船 ^{たかゆう} 宝結丸、4.95トン KA3-20181（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） 航海士A（一等航海士）、三級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 漁網を破損
事故等の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、航海士Aが単独で船橋当直に当たり、小手島北西方沖を約12ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって南南西進した。 航海士Aは、前方に旗が付いた浮きを、その左舷方にB船をそれぞれ認めたが、B船と旗が付いた浮きとの間に浮きを認めなかったため、漁網は沈んでいるものと思い、B船と旗が付いた浮きとの間の浮き付近を航行して目的地に向かった。 自室で休憩していた船長Aは、間もなくして海上保安庁から連絡を受け、A船がB船の漁網を破損させたことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、小手島北西方沖を約1～2knの速力で手動操舵によってえい網しながら東進中、船長Bが、左舷前方にA船を認めたが、B船は形象物を掲げ、漁網に浮きを付けているので、A船が漁網を避けてくれるものと思って航行していたところ、平成25年8月28日17時30分ごろA船の船首とB船の漁網とが接触した。 船長Bは、A船が停止しなかったため、海上保安庁に連絡し、香川

	<p>県宇多津町北浦漁港に帰った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、本事故当時、引き網及び漁網を合計約600m伸出していた。</p> <p>B船は、漁網の存在を示す旗を付けた浮きを漁網の始点及び終点に取り付けていた。</p> <p>B船は、法定の形象物を掲げていた。</p> <p>船長Bは、汽笛を鳴らさなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、小手島北西方沖を南南西進中、航海士Aが、前方に旗が付いた浮きを、その左舷方にB船をそれぞれ認めたが、B船と旗が付いた浮きとの間に浮きを認めなかったため、漁網は沈んでいるものと思い、B船と旗が付いた浮きとの間を航行したことから、B船の漁網と接触して漁網が破損したものと考えられる。</p> <p>B船は、小手島北西方沖をえい網しながら東進中、船長Bが、左舷前方にA船を認めたが、B船は形象物を掲げ、漁網に浮きを付けているので、A船が漁網を避けてくれるものと思い、針路及び速力を保持して航行を続けたことから、B船の漁網とA船とが接触したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、小手島北西方沖において、A船が南南西進中、B船がえい網しながら東進中、航海士AがB船と旗が付いた浮きとの間を航行し、また、船長Bが針路及び速力を保持して航行を続けたため、A船とB船の漁網とが接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に旗を付けた浮きとそれを引く漁船とを認めた場合、漁網が存在する虞があるので、漁船と浮きとの間を航行しないこと。 ・操業中であっても、常時、適切な見張りを行い、接近する船舶があれば、汽笛による信号を行うなどして注意喚起を行うこと。